

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）

【要旨】

地方税法の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第34号)が平成26年3月31日に公布され、原則として同年4月1日より施行されることに伴い、四万十町税条例等の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正内容】

1. 法人町民税の税率の改正(第34条の4関係)

法人町民税法人税割の税率を12.3%から9.7%に変更した。(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

地方法人課税の偏在是正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引き下げ分に相当する課税標準(4.4%)を法人税額とする地方法人税が創設されたことに伴うもの。

地方法人税収については、全額を交付税及び譲与税配布金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とするとされている。

※四万十町における法人数等

平成25年度申告法人数	327
平成25年度法人税割納付法人数	123

※四万十町法人町民税調定額

	23年度	24年度	25年度
法人均等割額	33,706,300円	32,478,700円	33,635,300円
法人税割額	75,254,100円	29,054,600円	33,166,300円

25年度を9.7%で計算すると約26,155千円となる。

2. 軽自動車税の税率の改正(第82条・附則第16条・改正附則4～6条関係)

軽自動車税の税率を引き上げた。

平成26年度与党税制改正大綱(抜粋)

第1 平成26年度税制改正の基本的考え方

軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、

自家用乗用車にあつては 1.5 倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約 1.25 倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した四輪車等について、平成 28 年度から約 20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約 1.5 倍に引き上げたうえで、2,000 円未満の税率を 2,000 円に引き上げる。

- ① 原付等については、税率を約 1.5 倍(最低 2,000 円)に引き上げた。平成 27 年度から適用(地方税法 444 条第 1 項関係)

車種区分		税率(税額)		25 年度登録台数
		現行	改正後	
原付・二輪	50cc 以下	1,000 円	2,000 円	1,859 台
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円	129 台
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円	91 台
	ミニカー	2,500 円	3,700 円	41 台
軽二輪(125cc 超 250cc 以下)		2,400 円	3,600 円	243 台
小型二輪(250cc 超)		4,000 円	6,000 円	221 台
小型特殊(農耕用)		1,600 円	2,000 円	2,404 台
小型特殊(その他)		4,700 円	5,900 円	64 台

- ② 軽四輪車等については、自家用乗用車においては 1.5 倍、その他については約 1.25 倍に引き上げた。(地方税法 444 条第 1 項第 2 号)

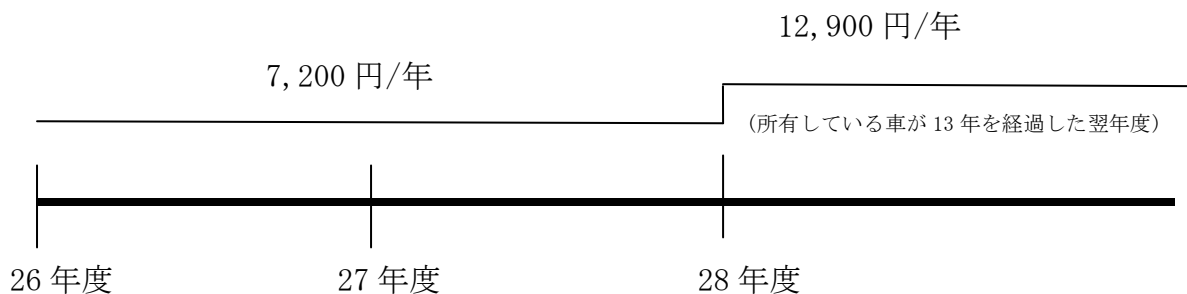
- ③ 軽四輪車及び三輪車については、平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用(改正地方税法附則第 13 条第 2 項・第 15 条第 1 項)(平成 26 年度中に新規検査を受けたものは旧税率)

- ④ グリーン化を進める観点から、平成 28 年度分より最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車及び三輪車について、税率の概ね 20%の重課を導入(地方税法附則第 30 条第 1 項・改正地方税法附則第 14 条第 1 項関係)

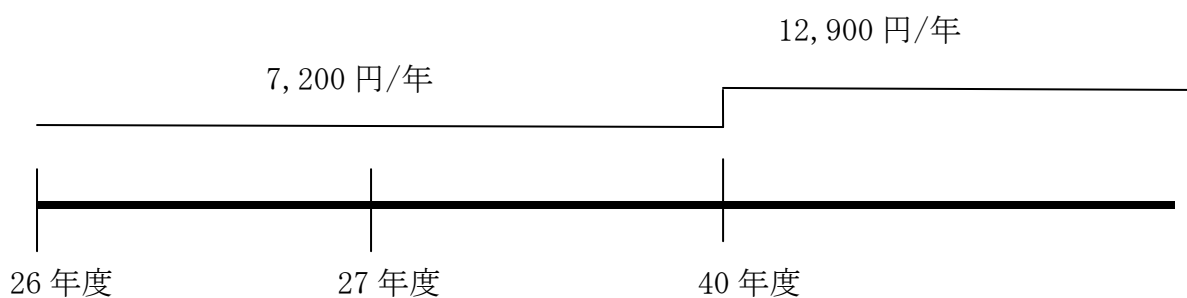
車種区分		税率(税額)			25 年度登録台数
		現行	改正後	重課後の税率	
軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	2 台
軽四輪	乗用(営業)	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1 台
	乗用(自家用)	7,200 円	10,800 円	12,900 円	4,853 台
	貨物(営業)	3,000 円	3,800 円	4,500 円	26 台
	貨物(自家用)	4,000 円	5,000 円	6,000 円	4,882 台

※税負担の変化(軽乗用自家用車の例)

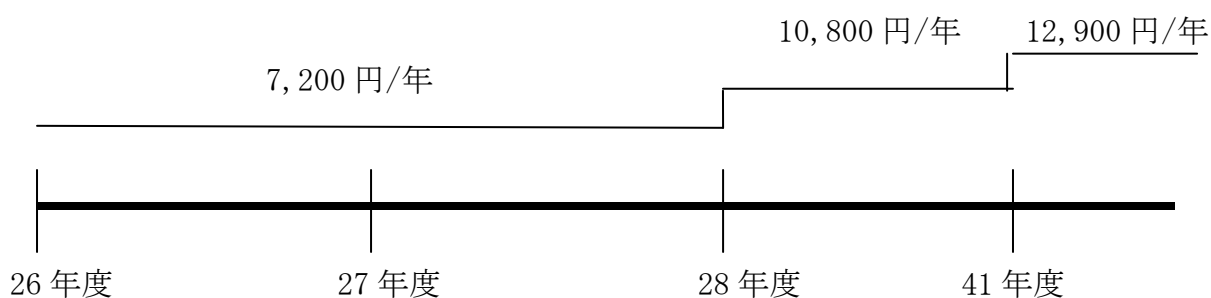
◎平成 26 年 4 月 1 日現在、軽自動車(乗用)を所有している場合(平成 14 年新車登録)



◎26 年 5 月に新車に買い替えた場合



◎27 年 5 月に新車に買い替えた場合



◎27 年 5 月に中古車に買い替えた場合(20 年新車登録の車)

